

2027 年度

豊岡市放課後児童クラブ

入所のご案内



豊岡市教育委員会
(幼児育成課)



豊岡市ホームページはこちら



放課後児童クラブとは

保護者の就労等により、放課後、家庭において保護者の保護が受けられない児童の保育を行い、児童の健全育成と安心して働き続けられる環境づくりのため実施している事業で、法律上の名称は「放課後児童健全育成事業」といいます。

保護者が働いている家庭の児童は、家に帰っても「お帰り」と声をかけてくれる家族がいません。放課後児童クラブは、そういった留守家庭の児童が「ただいま」と帰り、支援員の先生や友達と遊んだり勉強したりしてすごし、温かい人間的な交わりの中で楽しく生活するためのクラブです。

● 対象児童

豊岡市内の小学校及び義務教育学校の前期課程（以下、「小学校等」と称する）に就学する放課後留守家庭児童（市内に住所を有する児童に限る）が対象です。

※ 受け入れに余裕がある場合は、留守家庭の幼稚園児も特別利用者として受け入れます。

ただし、認定こども園児および2012年度以降2年制保育となった幼稚園の4歳児は利用できません。

余裕がある場合のみの受け入れのため、保育所の入所申請をあわせて行うことをお勧めします。

* 支援が必要な児童の受け入れについて

日常生活を営むのに支障がなく、集団生活が可能な場合は受け入れます。

受入体制を検討する必要がありますので、窓口等で申し出てください。また、必要に応じて学校園での様子を見学させていただく場合があります。

● 開設日

月曜日から土曜日までです（土曜日は希望者のみ）。

〔ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、8月13日から8月15日、12月29日から翌年1月3日までの間、及び教育委員会が別に定める日を除きます〕

※ なお、2027年度の保育の開始日は、4月2日（金）を予定しています。

● 開設時間

	月曜日～金曜日（学校開校日）	土曜日及び休校日	長期休業中
小学生	下校時～18：30	8：00～18：30	8：00～18：30
幼稚園児（※）	14：00～16：00	8：00～16：00	8：00～16：00

※ 次の理由に該当する場合は、保護者の申請により午後4時以降も利用ができます。

幼稚園在園中（年度途中）に保護者の離婚、病気による入院などやむを得ない事由により、午後4時以降も留守家庭となる場合。

また、開設については小学校等の下校時間・振替休校日を基準としますのでご注意ください。

● 小学校が休校になる場合の開設について

① 警報等が発表された場合

- ・大雨・氾濫等の警報発表等（レベル3）により休校となった場合、原則開設（午後8時から午後6時30分）します。
- ・高齢者等避難情報（警戒レベル3）が発令された場合は、休所します。
※児童クラブの休所の判断は、豊岡市が発表する避難情報により行います。
（気象警報は、気象庁が発表、避難情報は、自治体が発令する情報です。）
※豊岡市が避難情報を発令した場合は、防災行政無線・ひょうご防災ネット・市ホームページ・市の公式LINE等で周知されます。
※休所や途中閉所、早めのお迎え等の連絡は、入所決定後登録いただく一斉メールで行います。

【2026年12月からの変更点】

- ・大雪による警報等により休校となった場合は、開設時間を午前9時から午後5時30分とします。
- ・警報が発表されていない場合でも、雪の影響により学校が休校となる場合は同様となります。
- ・大雪時に、下校が早まった場合や長期休業（冬休み）等に朝から開設する場合も開設時間を変更します。（下表参照）

ケース		通常時の開設時間	大雪時の開設時間
休校の場合		午前8時から午後6時30分	午前9時から午後5時30分
下校が早まった場合		下校時間から午後6時30分	下校時間から午後5時30分
長期休業等の1日開設時に警報等が発表された場合		午前8時から午後6時30分	午前9時から午後5時30分
・高齢者等避難以上の避難情報が発令された場合 ・その他危険が見込まれる場合	開所前	休所	
	開所後	途中閉所 ※避難情報の発令が見込まれる段階から早めのお迎えを依頼します。	

※年度途中で運用の変更を行う場合があります。

※城崎放課後児童クラブ（委託）の大雪時の開設時間は、児童クラブへお問い合わせください。

② 地震や津波等が発生した場合

- ・豊岡市に震度5弱以上の地震が発生したとき
- ・兵庫県北部に津波警報・大津波警報が発令されたとき

【開所前】→ 休所します。
 【開所後】→ 途中閉所し、児童を引き渡します。
 （状況に応じて安全な場所に児童を誘導します。）

※津波については、港・城崎・竹野地域のみ対応となります。

※天候や災害以外の場合でも、児童クラブの開設に危険が生じる場合は、閉所することがあります。

③ 学級閉鎖等の場合

感染症の流行等により学級閉鎖等になる場合は、小学校に準じ下記の対応としますので、ご家庭での保育をお願いします。

【学級閉鎖】→ 対象学級の児童は利用不可
 【学年閉鎖】→ 対象学年の児童は利用不可
 【学校閉鎖】→ 休所



費用負担

● 使用料

	通常月	7月	8月	土曜日(月額)
幼稚園児	0円	0円	0円	0円
小学生	7,000円	8,000円	10,000円	1,000円

※2019年10月から実施している幼児教育・保育の無償化に併せて、放課後児童クラブを利用する幼稚園児の使用料も無償とします。

- * 放課後児童クラブの使用料は、毎月末日（12月のみ25日）に口座引落となります。
- * 使用料は月額です。利用日数に応じた日割りは行いません。
- * 退所または利用辞退の際は、退所する月の末日までに届出をお願いします。
利用がない場合でも、手続きをされるまでは使用料がかかります。

※ 土曜日の使用料について

土曜日利用の申込みをされた場合は、利用の有無にかかわらず使用料がかかります。
年度途中の申込み・取りやめも可能ですが、前月末までに届出をお願いします。

● 使用料の減免について

生活保護家庭・準要保護により就学援助を受けている児童は、申請により使用料を減免します（年度ごとに申請が必要です）。上記事由に該当しなくなった場合は、年度途中であっても、減免を解除します。

減免後の使用料は表のとおりです。

	通常月	7月	8月	土曜日(月額)
生活保護受給	0円	0円	0円	0円
就学援助受給	2,400円	2,700円	3,400円	400円
特例減免（※）	3,000円	6,000円	7,500円	800円
就学援助受給及び特例減免	1,000円	2,000円	2,500円	300円

※特例減免…幼稚園児のきょうだいと同じ児童クラブを利用することで、年間を通じて 午後4時までの利用となる児童が対象

● おやつ代及び運営雑費 1,800円／月

保護者が、直接支援員にお渡しください。幼稚園児も1,800円です。

※おやつ代及び運営雑費は月額です。利用日数に応じた日割りは行いません。

※土曜日利用者のおやつ代（土曜利用1回あたり150円）は別途徴収します。

※食物アレルギー等でおやつを持ち込みをお願いする場合は、運営雑費300円のみ徴収します。

※児童が欠席の場合のおやつのはり置きは衛生上できませんのでご了承ください。

※情勢を踏まえ、おやつ代及び運営雑費の改定を行う可能性があります。

● スポーツ安全保険掛金 800 円／年

保険加入を希望された方のみ、最初のおやつ代と一緒に徴収します。

※途中加入、中途脱退の場合も年間掛金の支払いが必要です。

※2027 年 3 月 19 日（金）までに辞退の申し出がなかった場合、児童クラブの利用がなくても掛金をお支払いいただきます（年度途中から利用開始の場合は、利用開始月の末日までに辞退の申し出を行ってください）。



保険について

- * 児童クラブでの活動中に生じる怪我等の備えとして、任意でスポーツ安全保険に加入することができます（加入区分は A1 です）。
- * 年間掛金 800 円は、保護者の方に負担していただきます。
- * 他団体の活動でスポーツ安全保険に加入している場合でも、児童クラブ活動中の事故に対する補償を受けるためには、児童クラブでの加入が必要になります。
- * 年度途中での加入も可能です。

※補償内容は児童の入院費や保護者の休業補償等、すべてをカバーするものではありません。

※保険の加入はあくまでも任意ですが、児童クラブでの事故に備え、ご加入いただくことをお勧めします。

※継続利用であっても年度ごとに加入していただく必要があります。

利用許可の取り消しについて

- * 使用料等が3カ月以上滞納となった方は、利用許可を取り消します。
- * 支援員等の指導を守れないなど、放課後児童クラブの運営に支障をきたすときは、利用許可を取り消すことがあります。
- * その他、管理運営上不適当と認められる場合は、利用許可を取り消すことがあります。



2027 年度入所の受付について

放課後児童クラブを1年間通して利用される方を募集します。求職活動中、または産休や育休復帰により、年度途中から利用を希望される方もお申し込みください。

受付期間 2026 年 11 月 9 日（月）～2026 年 11 月 30 日（月）

※オンラインの場合も最終日の午後4時30分までに申請してください。

※夏休みなど長期休業期間だけの利用申込みは受け付けていません。

●オンライン申請

スマートフォン、パソコンから24時間、土・日・祝日も申請可能です。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

右の二次元コードからもご覧いただけます。



11 月 30 日（月）午後4時30分時点の受付完了分までが、期限内の申込として受理されます。

※ 一度の申請で4人まで申し込むことができます。

※ 添付書類は写真等のデータをアップロードしていただきます。事前に書類のデータ（写真等）を準備していただくとスムーズに申請ができます。後日アップロードすることも可能です。

※ 添付書類の提出だけでは、申請受付できません。期限内に必ず「入所申請」を行ってください。

●窓口での申請

受付場所 新規申込者・・・教育委員会幼児育成課、各振興局地域振興課

（住所・電話番号については、9 ページを参照）

継続申込者・・・各放課後児童クラブ、教育委員会幼児育成課、各振興局地域振興課

※ 幼児育成課、各振興局は午前9時00分から午後4時30分まで、各児童クラブは午後2時から午後6時30分までの受付（継続利用者のみ）です。土・日・祝日は受付を行っていません。

※ 新規申込みの方は、書類の確認などをしますので、時間に余裕をもってお越しください。

※ きょうだいが入所されている場合でも、新規に申し込まれる児童については、幼児育成課または各振興局の窓口で申請してください。

【2027 年度からの変更点】

育児休業中の利用について

これまで育児休業中の児童クラブの利用はできないこととしていましたが、2027 年度から、希望される場合は育児休業中の利用を受け付けます。申請の際には、育児休業取得期間、復職予定日を記入した就労証明書の提出が必要となります。

ただし、育児休業以外の理由で申請される方の申し込み状況によっては、利用をお待ちいただく場合がありますのでご了承ください。



入所の手続きに必要な書類

1 児童クラブ利用許可申請書 … 入所希望児童 1 人につき 1 部ずつ（両面とも）

2 保護者に関する添付書類

該当する項目	必要な書類
常勤・パート勤務の場合	就労証明書（勤務先の証明が必要） ※育児休業中に利用する場合は、育児休業の取得に関する項目を記入
内職の場合	就労証明書（事業主の証明が必要）
自営業・農業の場合	① 就労証明書（個人事業主の証明） ※民生委員の確認は不要 ② 開業届の写しまたは直近の確定申告書（第 1 表、第 2 表）の写し （②の書類がない場合、「帳簿」や「出荷伝票」「納品書」など直近の売り上げが確認できる書類を提出してください。） ※個人番号が記載されている場合は、黒く塗りつぶして提出してください。
出産の場合	就労状況等申告書（母子手帳の表紙と分娩予定日の記載ページの写しを添付） ※利用期間は出産予定日の 2 カ月前の日の月初から、出産日から 3 カ月経過した日の月末まで
病気の場合	就労状況等申告書（診断書等の写しを添付）
障害の場合	就労状況等申告書（障害者手帳の写しを添付）
介護・看護の場合	就労状況等申告書（要介護認定を受けている方は介護保険被保険者証の写し・看護の方は診断書(写し可)を添付）
就学の場合 （職業訓練含む）	就労状況等申告書（在学証明または学生証の写しを添付（職業訓練の場合は受講していることがわかる書類の写しを添付））
求職活動中の場合	求職活動申立書 ※ただし、求職活動中の利用はできませんのでご了承ください。 ※3 カ月以内に就労または求職活動をしていることの証明書の提出がない場合は、利用申請を取り消します。 ※利用開始日は、就労の開始日から 1 カ月以内の日とします。

3 スポーツ安全保険の加入希望調査票 … 入所希望児童 1 人につき 1 枚

※加入を希望しない場合も提出してください。

4 食物アレルギー調査表 … 食物アレルギーがある児童のみ

※食物アレルギーのある方は、おやつは原則持ち込みとなります。

※食物アレルギーのある方は、入所決定後、利用開始までにクラブ支援員と面談を行います。
クラブからのおやつ提供を希望されるときは、面談の際にご相談ください。（面談の結果、クラブからのおやつ提供とできる場合があります）

※ きょうだいで放課後児童クラブを同時に申し込まれる場合の「就労証明書・就労状況等申告書」は、原本 1 部を年齢が一番上の児童の申請書に添付していただき、他は写しを添付してください。

保育施設の利用申込みも共通の様式を使用しています。きょうだいで放課後児童クラブと保育施設を申し込まれる場合も同様に、原本 1 部を年齢が一番上の児童に添付していただき、他は写しを添付してください。



放課後児童クラブ開設予定場所

	名 称	所 在 地	電話番号
豊岡	豊岡放課後児童クラブ	豊岡市山王町7番5号 豊岡幼稚園内	080-6222-3312
	豊岡第2放課後児童クラブ	豊岡市中央町16番5号 豊岡小学校内	080-6222-3313
	八条放課後児童クラブ	豊岡市九日市下町316番地の1 八条放課後児童クラブ	080-1514-3611
	八条第2放課後児童クラブ	豊岡市九日市下町402番地 八条小学校内	090-5250-0760
	三江放課後児童クラブ	豊岡市庄境648番地 旧三江幼稚園内	080-6222-3314
	五荘放課後児童クラブ	豊岡市中陰1番地 五荘奈佐幼稚園内	090-5014-8033
	五荘第2放課後児童クラブ	豊岡市中陰11番地の4 五荘第2放課後児童クラブ	090-7752-8775
	新田放課後児童クラブ	豊岡市河谷596番地 旧新田幼稚園内	090-2385-4474
	田鶴野放課後児童クラブ	豊岡市野上162番地 旧田鶴野幼稚園内	080-6222-3315
	中筋放課後児童クラブ	豊岡市土淵27番地 中筋小学校内	080-6222-3316
	神美放課後児童クラブ	豊岡市三宅45番地 旧神美幼稚園内	080-6222-3318
	港放課後児童クラブ	豊岡市気比3291番地の235 港小学校内	080-6222-3320
城崎	城崎放課後児童クラブ	豊岡市城崎町湯島802番地の1 城崎こども園内	32-2269
竹野	竹野放課後児童クラブ	豊岡市竹野町竹野2056番地 竹野学園内	47-2555 080-6222-3321
	竹野第2放課後児童クラブ	豊岡市竹野町森本984-1 竹野南地区コミュニティセンター	080-6222-3323
日高	府中放課後児童クラブ	豊岡市日高町野々庄934番地 府中小学校内	080-1436-1765
	八代放課後児童クラブ	豊岡市日高町中320番地の1 八代小学校内	080-6222-3324
	日高放課後児童クラブ	豊岡市日高町岩中46番地の1 旧日高幼稚園内	090-5660-0641
	三方放課後児童クラブ	豊岡市日高町栗山735番地 三方小学校内	080-1428-0074
	清滝放課後児童クラブ	豊岡市日高町山宮1357番地の1 旧清滝幼稚園内	080-6222-3325
出石	弘道放課後児童クラブ	豊岡市出石町町分36番地の2 出石幼稚園内	090-6964-8676
	福住放課後児童クラブ	豊岡市出石町福住209番地 福住幼稚園内	090-6963-2628
	小坂放課後児童クラブ	豊岡市出石町鳥居1016番地 旧小坂幼稚園内	090-6962-9223
但東	合橋放課後児童クラブ	豊岡市但東町出合市場391番地 合橋小学校内	54-0073 080-6222-3326
	資母放課後児童クラブ	豊岡市但東町中山706番地 資母体育館内	080-6222-3328

※ 土曜日は複数の放課後児童クラブによる合同保育を実施します。

※ 放課後児童クラブの利用児童数により、夏休みなどの期間合同保育を実施する場合があります。

※ 施設の状況により、開設場所を変更する場合があります。

次の小学校については、児童クラブの利用希望者が多いため2カ所で開設しています。開設場所の受入れ人数等を勘案してクラブ分けを行いますので、**必ずしも申し込まれた児童クラブを利用できるとは限りません、また、年度途中に利用する児童クラブの変更は行いませんのでご了承ください。**

利用いただく児童クラブ名は仮決定通知書に記載しますのでご確認ください。
【2カ所で開設する児童クラブ 豊岡小・八条小・五荘小】



入所の決定について

入所の可否については、2027 年 1 月下旬に仮決定通知にて、お知らせする予定にしています。
申込者が多数の場合は、家庭の状況や児童の年齢等を考慮し、より必要性が高いと判断した方から受け入れます。

- ※ 利用許可申請書および添付書類に不備・不足がある場合は利用を許可しません。また、希望する利用開始月になっても書類に不備がある場合は、原則申請の受付を取り消します。
- ※ 申請書の内容に変更があった場合は、必ず幼児育成課にご連絡ください。

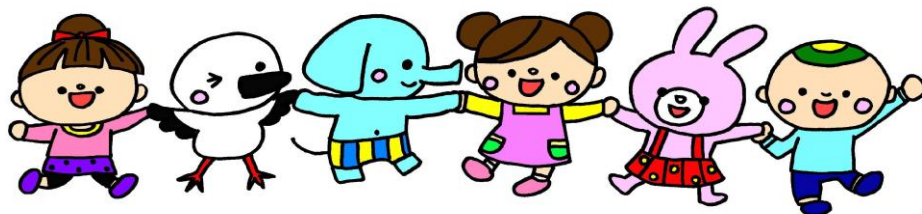


7・8月のみの利用募集について

2026 年 11 月受付分の入所決定後に余裕のある児童クラブは、2027 年 4 月中旬～5 月初旬に 7・8 月のみの利用を募集する予定です。ホームページ、広報等でお知らせしますのでご確認ください。

※通年利用の受入れ状況によっては募集を行わないこともありますのでご了承ください。

※児童クラブを初めて利用されるお子様は、児童クラブの生活に慣れるためにも通年で申込みされることをお勧めします。



- 豊岡市教育委員会 幼児育成課
〒668-8666
豊岡市中央町2番4号（市役所本庁舎6階）
TEL 29-0053

- 城崎振興局 地域振興課 総務係
〒669-6195
豊岡市城崎町桃島1057番地の1
TEL 21-9065

- 竹野振興局 地域振興課 総務係
〒669-6292
豊岡市竹野町竹野1585番地の1
TEL 47-1111

- 日高振興局 地域振興課 総務係
〒669-5391
豊岡市日高町祢布920番地
TEL 21-9052

- 出石振興局 地域振興課 総務係
〒668-0292
豊岡市出石町内町1番地
TEL 21-9025

- 但東振興局 地域振興課 総務係
〒668-0393
豊岡市但東町出合150番地
TEL 21-9032



記入例

様式第1号（第6条関係）

新・継

児童クラブ利用許可申請書

2026年11月12日

豊岡市長 様

提出日を記入

*記入もれのないように
お願いします（裏面も必
ずご記入ください）。

(申請者) 〒668-8666

住 所 豊岡市 中央町2-4

氏 名 豊岡 太郎 ※代表保護者名を記入

子ども会や育成会のお
付き合いをされている
地区名を記入

電 話 29 - 0053

行政区 △△

ふりがな 利用児童名	とよおか かける 豊岡 翔	性別	男	生年月日	西暦 2020年 8月 15日		
利用を希望 するクラブ名	〇〇 放課後児童クラブ	学 校 名	〇〇 幼稚園 小学校 1年 学園				
利用を希望 する 期 間	2027年 4月 2日 ~ 2028年 3月 31日	土曜日利用 の 希 望	有 無				
利 用 を 希 望 す る 具 体 的 理 由	放課後児童が帰宅しても父母・祖父母等が不在で、 保護が受けられない理由をくわしく記入してください。 → <u>留守家庭児童でない</u> と判断される場合は <u>利用できません。</u>						
障害の有無	有・無	障害の内容	ADHD				
同居の家族構成 (2027年4月1日現在)	氏 名	続柄	生年月日	年齢	勤 務 先	勤務時間	勤務先の電話
	豊岡 翔	入所児童	2020. 8. 15	6	〇〇小学校	~	
	豊岡 太郎	父	1986. 10. 5	40	◇◇◇商店	9:00~19:00	23-11△△
	豊岡 里美	母	1986. 4. 10	40	(株)〇〇銀行	8:30~17:00	32-99△△
	豊岡 桜	姉	2016. 7. 8	10	〇〇小学校	~	
	豊岡 八重	祖母	1959. 8. 25	67	喫茶とよおか	10:00~16:30	23-11□□
緊急時 連絡先	① 母の携帯 (電話) 090-△△△△-**** ② (株)〇〇銀行 (母の勤務先) 32-99△△						
備 考	*児童クラブの生活において 安心・安全にお預かりするために 配慮が必要なことがあれば 記入してください。						

申請は年度ごとに行
います。
(最長で2028年3月
31日まで)

複数ある場合は、つながり
やすい順にご記入ください。

(別紙)

☆ 児童の状況について、該当するものに○をしてください。

1	身の回りのことを自立して行える	はい	いいえ
	※「いいえ」と答えた方 補助を必要とするものに○をしてください	トイレ・食事・着替え・その他（ ）	
2	現在、発達相談を受けている	はい (相談先: こども支援センター) (内容: 切り替えが難しいため)	いいえ
	過去に発達相談を受けたことがある	はい (年齢: 4 歳、相談先: こども支援センター) (内容: よくかんしゃくを起こすため)	いいえ

☆ 別居の祖父母について

入所を希望する児童と住所が異なる祖父母についてご記入ください。

氏名	豊岡 次郎	年齢	67	住所	豊岡市△△町☆番地	続柄	祖父
氏名	兵庫 いく	年齢	66	住所	〇〇府□□市△△町☆番地	続柄	祖母
氏名		年齢		住所		続柄	
氏名		年齢		住所		続柄	

保育できない理由
祖父(次郎)は就労しているため。祖母(いく)は遠方に住んでいるため。

同意書

下記の確認事項をよくお読みのうえ、それぞれの確認欄にチェック☑をしてください。

	確認事項	確認欄
1	「入所のご案内」に記載されている内容について承諾しています。	☒
2	申請内容等が事実と相違する場合や添付書類に不備・不足がある場合は、市は申請又は利用許可を取り消す場合があります。	☒
3	希望する利用開始月になっても書類に不備・不足がある時は、原則、申請の受付を取り消します。	☒
4	児童クラブ利用の可否決定にあたり、市が学校園及びその他関係機関に対し、必要事項について照会し報告を求めることがあります。	☒
5	使用料及びおやつ代（運営雑費込み）について、利用日数に応じた日割りは行いません。	☒
6	使用料等が3か月以上滞納となった場合には、市は利用許可を取り消すことがあります。	☒
7	児童が支援員等の指導を守れない、危険な行為をするなど、クラブの運営に著しく支障をきたすときは、市は利用許可を取り消す場合があります。	☒
8	クラブへの途上又は帰途中及びクラブの保育時間外に生じた事故、並びにクラブに申し出されていない児童の疾患に起因する事故について、クラブは責任を負いません。	☒

私は、児童クラブ利用申請にあたり、この同意書の確認事項について了承し、同意します。

保護者氏名 **豊岡 太郎**

就労証明書

記載内容を問合せする事がありますので、
担当者名・連絡先を必ず記入してください

証明日 西暦 2026 年 11 月 12 日
事業所名 株式会社〇〇銀行
代表者名 取締役頭取 城崎 邦雄
所在地 豊岡市中央町2番4号
電話番号 0796 - 32 - 99△△
担当者名 総務課 日高 博之
記載者連絡先 0796 - 32 - 99△△

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

注意

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☒ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ	とよおか さとみ
	本人氏名	豊岡 里美 生年月日 1986 年 4 月 10 日
3	雇用(予定)期間等	☒ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2013 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 株式会社〇〇銀行 〇〇支店 住所 豊岡市城崎町桃島 1057 番地の 1
5	雇用の形態	☒ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 月間 160 時間 00 分 (うち休憩時間 分) 一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 8 時 30 分 ~ 17 時 30 分 (うち休憩時間 60 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 〇 月間 〇 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 〇 月間 〇 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 2026 年 8 月 年月 2026 年 9 月 年月 2026 年 10 月 21 日/月 189 時間/月 19 日/月 171 時間/月 21 日/月 189 時間/月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☒ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 2027 年 4 月 7 日 ~ 2028 年 2 月 9 日
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2028 年 2 月 10 日
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
13	保育士等としての勤務実 態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日
18	備考欄	

提出の際は、年齢が一番上の児童に原本を添付し、他の児童は写し(コピー)をとって添付してください

19	保護者記載欄	児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)
			年 月 日		
		児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)
			年 月 日		

就労状況等申告書

豊岡市長様

申告日 西暦 2026 年 11 月 12 日

住所 豊岡市中央町2番4号

氏名 豊岡 太郎

下記の内容について、事実であることを申告します。

妊娠・出産	出産日 (予定日)	西暦 年 月 日 (第 子)		
疾病	病名		治療見込 期間	
	症状			
障害	障害の 程度	障害 級 (ただし、保育が困難な程度の障害があること)		
介護・看護	介護・看護を受ける方		児童との続柄	
	介護・看護の状況		治療見込期間	
	病名		症状	
就学	就学先		就学期間	
職業訓練	職業訓練先		職業訓練期間	

詳しく記入してください

【添付書類】

- 妊娠・出産…母子健康手帳の写し（表紙及び分娩予定日が記載されたページ）
- 疾病…医師の診断書（写し可）※治療見込期間が記載されたもの
- 障害…障害者手帳の写し
- 介護…介護保険被保険者証の写し
- 看護…看護を受ける者の医師の診断書（写し可）※治療見込期間が記載されたもの
- 就学…在学証明書、学生証、合格通知書等のいずれかの写し
- 職業訓練…職業訓練受講指示書等の写し

児童氏名	生年月日	入所(希望)園名／申込児童クラブ名
	年 月 日	☐ 利用中 ☐ 申込(第1希望)
		☐ 利用中 ☐ 申込(第1希望)
	年 月 日	☐ 利用中 ☐ 申込(第1希望)
	年 月 日	☐ 利用中 ☐ 申込(第1希望)
	年 月 日	☐ 利用中 ☐ 申込(第1希望)

提出の際は、年齢が一番上の児童に原本を添付し、他の児童は写し(コピー)をとって添付してください